

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野木町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

野木町長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・新型コロナウイルスワクチン接種後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ■新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第14項及び第126項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第10条及び第67条の2 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]

②法令上の根拠

■情報照会の根拠

番号法第19条8号、

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号） 第2条 表25項、表
27項、表28項、表29項

■情報提供の根拠

番号法第19条8号、

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号） 第27条、第28条、
第155条、第156条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活部健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	町民生活部健康福祉課 住所 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地 電話番号 0280-57-4171
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民生活部健康福祉課 住所 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地 電話番号 0280-57-4171
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		接続しない(入手) 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット紹介を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また必ず複数人での確認を行うこととしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本システムを利用できる職員は限られており、利用する場合はID・Passに加え、静脈認証を設定し二段階認証としている。 また、アクセスログを収集しているため、不正なアクセスを監視することが可能であることから、アクセス権限のない職員による不正アクセスへの対策が十分であると認識している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月27日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	事後	
令和2年4月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十号）第9条第1項、別表第一の第10項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号）（以下、内閣府・総務省令第7号）第13条	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十号）第9条第1項、別表第一の第10項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号）（以下、内閣府・総務省令第7号）第13条	事後	
令和2年4月20日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	「予防接種法の規定に則り」 「予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。」 「予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせと併せて通知する。（※1）」 「※1子育てワンストップサービスを導入する場合」 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を提供を行う。	「予防接種法の規定に則り」 「予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。」 「予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせと併せて通知する。（※1）」 「※1子育てワンストップサービスを導入する場合」 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務 「ワクチン接種記録システム（VRS）」へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 「管理し、他市区町村へ接種記録の照会、提供を行う。」 「予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。」	事後	
令和2年4月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名義	健康管理系统 統合署名システム 中間サーバー	健康管理系统 統合署名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和2年4月20日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第一の第10項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号）第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第一の第10項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号）第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供）	事後	
令和2年4月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号）（以下、内閣府・総務省令第7号）第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2 項 並びに内閣府・総務省令第7号 第十二条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号）（以下、内閣府・総務省令第7号）第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2 項、第16の3 項 並びに内閣府・総務省令第7号 第十二条の2	事後	
令和2年6月21日	4. 個人番号の利用 法令上の根拠 ②法令上の根拠	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供）	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供）	事後	
令和2年6月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3 項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3 項	事後	
令和2年6月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務 「ワクチン接種記録システム（VRS）」へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 「予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会、提供を行う。」 「予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。」	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務 「ワクチン接種記録システム（VRS）」へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 「予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会、提供を行う。」 「予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。」	事後	
令和2年6月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務 「ワクチン接種記録システム（VRS）」へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 「予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会、提供を行う。」 「予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。」	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務 「ワクチン接種記録システム（VRS）」へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 「予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会、提供を行う。」 「予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。」	事後	
令和2年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第一の第10項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号）第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十号）第9条第1項 別表第14項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年六月九日内閣府・総務省令第5号）第10条	事後	
令和2年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号）第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3 項 並びに内閣府・総務省令第7号 第十二条の2	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号）第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3 項 並びに内閣府・総務省令第7号 第十二条の2	事後	
令和2年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十号）第9条第1項 別表第14項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年六月九日内閣府・総務省令第5号）第10条	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施に関する事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施に関する法律に基づく予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種実施に関する事務 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	
令和2年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十号）第9条第1項 別表第14項及び第126号 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年六月九日内閣府・総務省令第5号）第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十号）第9条第1項 別表第14項及び第126号 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年六月九日内閣府・総務省令第5号）第10条	事後	